

○柏市建築基準法等施行等規則

昭和56年3月1日

規則第3号

(特定建築物の指定及び定期報告)

第15条 法第12条第1項の規定により指定する特定建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1（い）欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。）とする。

- (1) 地階（階数が3以上の建築物の地階に限る。次号、第3号ア及び第6号において同じ。）又は3階以上の階を法別表第1（い）欄(1)項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
- (2) 地階又は3階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次条第6項において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
- (3) 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等の用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（次条第6項において「高齢者等就寝用途」という。）を除く。）に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
 - イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
 - ウ 2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
- (4) 学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物で、次のいずれ

かに該当するもの

ア 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(5) 3階以上の階を法別表第1 (い) 欄(3)項に掲げる用途に供する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(6) 地階又は3階以上の階を法別表第1 (い) 欄(4)項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

2 省令第5条第1項の規定による定期報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物について、それぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該右欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までに掲げる建築物(法別表第1 (い) 欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)	令和2年5月1日から末日までの間	2年ごとの5月1日から末日までの間
政令第16条第1項第4号並びに前項第4号及び第5号に掲げる建築物	令和2年8月1日から末日までの間	3年ごとの8月1日から末日までの間

<p>政令第16条第1項第3号及び前項第6号に掲げる建築物 (法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)</p>	<p>令和3年10月1日から末日までの間</p>	<p>2年ごとの10月1日から末日までの間</p>
--	--------------------------	---------------------------

3 政令第16条第1項各号及び第1項各号の2以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 省令第5条第3項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

(平4規則47・平6規則1・平11規則46・平12規則70・平15規則45・平16規則35・平19規則87・平20規則95・平23規則25・平28規則68・令2規則47・一部改正)

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第16条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。）

(2) 建築設備（住戸内に設けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもので、政令第16条第1項各号及び前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

ア 法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）

イ 法第35条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）

(3) 防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第12条第3項の規定による報告を最初に行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）

(2) 前項第2号に掲げる建築設備 次の表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第6条第1項に規定する検査の項目にあつては、同表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた建築設備	毎年5月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の5月1日から末日までの間
政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年8月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の8月1日から末日までの間

政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備	毎年10月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の10月1日から末日までの間
---	-----------------	--

(3) 政令第16条第3項第2号及び前項第3号に掲げる防火設備 次の表の左欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる時期

防火設備	定期報告の時期
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた防火設備	毎年5月1日から末日までの間
政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年8月1日から末日までの間
政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた防火設備	毎年10月1日から末日までの間

3 省令第6条の2の2第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる工作物について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機等 毎年3月1日から末日までの間
 - (2) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。） 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による報告を行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあっては、法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）
 - (3) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間
- 4 省令第6条第3項本文又は省令第6条の2の2第3項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前2月以内（前項第2号及び第3号に掲げる昇降機等で、検査に相当の期間を要すると市長が認めるものにあつては、報告の日前1年以内）に検査し、作成したものでなければならない。
 - 5 第2項各号に掲げる特定建築設備等又は第3項各号に掲げる工作物を変更し、廃止し、若しくは休止し、又は再開したときは、特定建築設備等（変更・廃止・休止・再開）届を市長に提出しなければならない。
 - 6 病院若しくは診療所の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物に設けた防火設備（第2項第3号に掲げる防火設備を除く。）については、政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた特定建築設備等で法第12条第3項の規定により指定したものとみなして、第2項、第4項及び前項並びに次条第2項の規定を適用する。

（平6規則1・平11規則46・平12規則44・平12規則88・平16規則35・平18規則47・平20規則95・平23規則25・平28規則68・令2規則

47・一部改正)